

2026年度事業計画書

(2026年4月1日～2027年3月31日)

1. 全体の方向

- (1) 業界を取り巻く環境が変化していく中で、コンプライアンスを確保しつつ、業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として健全な発展を遂げ、我が国産業・経済の発展に資し、ひいては世界の経済社会に貢献するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行う。
- (2) 当工業会では、2011年に競争法に係る一部会員会社への調査が開始されるなど、競争法に係る諸事案の発生が続き、その活動に厳しい制約を受けた。こうした事態の中、当工業会は、2012年度の一般社団法人への転換を含め、新たな工業会の構築のため改革と事業運営を積み重ねてきた。こうした努力の結果、今や、新たな形での平常化の段階に至っている。2026年度においては、これを基盤として、基本理念のもと各種事業の展開に努める。なお、国際紛争をはじめとする各種の国際的リスクの増大や自然災害の多発など、世界的規模での変動が引き続いていることから、慎重さも併せ持つて対応していく。要点は以下のとおり。

① 不断の改革

当工業会は、2011年以来の厳しい事態を「変革の契機」と積極的にとらえ、特に改革に注力してきた。この流れを踏まえつつ、今後とも新時代に適合した「日本ベアリング工業会」に向けて、不断の改革を続けていく。その変革にあたっては、今般の「変革の契機」がコンプライアンス確保に関わるものであることにも鑑み、形だけでなく意識面での改革という裏打ちを整えていくことに留意する。

② 基本理念の堅持

当工業会の基本理念については、2012年度において「コンプライアンス確保」及び「公益的事業への純化」の2本柱を定め、定款の大本である目的規定に明記し、確固たる根幹となっている。

a. コンプライアンス確保について

- ・2011年7月以降、当工業会は、会員と一体となってコンプライアンスの強化を図っていくため、アンチトラストに係る顧問弁護士（リーガルカウンセル）へのモニタリングなどの委託を行っている。事業推進に当たっては、今後ともこれを継続し、適切な指導を受ける。また、必要に応じ、競争法の観点に限らず、広く弁護士等その他の外部専門家からの適切な指導を受ける。
- ・諸手続きを含め組織制度・運営管理についても、各分野の専門家と相談しながら、コンプライアンス確保の観点からの改革を継続する。
- ・一方、事業推進のために必要な情報交換については、コンプライアンス確保が当然の前提だが、これを過剰に意識し必要な情報交換を忌避してしまうことは、公

益的事業の推進こそ当工業会の社会的責務であることから本末転倒である。当工業会は、既に長年にわたり顧問弁護士の指導のもとコンプライアンス確保の仕組み・体制を備えてきている。こうした基盤の上で、当工業会は、各自の意識改革も伴いつつ、必要な情報交換を積極的に行い、一層の事業展開を図る。

b. 事業推進について

- ・事業は、コンプライアンス確保の観点からも個々の事業目的は明確かつ限定的であるべきで、これに則しつつ「公益的事業への純化」の基本理念に沿って、その純化が進められてきた。今後とも、内外の諸環境に則したニーズを踏まえ事業の改廃・創設も行い、的確な事業推進と活性化に努める。また、必要に応じ、事業推進の基盤となる枠組み（組織制度・運営管理）の改善も並行して努める。
- ・事業推進にあたっては、会員各位による適切な役割分担が基盤となる。個別事業ごとに、あるいはその中の特定事業分野*¹ ごとに適材適所でリーダーシップ（例えば委員会における委員長など）を担う「事業別担当幹事制*²」の仕組みをとっている。この「適材適所」は当工業会において広く適用されるべき原則と位置付けられている。

本年度も会員各位による適切な役割分担を図り、安定性・柔軟性をもった同制度の運用に努める。

*1 例えば技術標準化事業における公差分野 GPS（製品の幾何特性仕様）や国際事業における偽造品対策の実務など。

*2 「事業別担当幹事制」の沿革

当工業会では、2011 年以前は、2 年ごとの短期的・定期的・機械的な役割の輪番制が中心であった。2011 年 7 月以降、この輪番制を基軸とした会長ローテーション、部会制度等の従前の仕組みが立ちゆかなくなった。また、事業の高度化の要請も日増しに強くなった（下記参照）。このため、改革の一環として、従前のものを廃止し「事業別担当幹事制」に移行し、以後、事業推進の根幹として機能している。

- ・近年、経済社会の国際化が進展する一方、条約、国際機関などの国際的なスキームの揺らぎなど、環境変化が著しい。このため、ISO 標準化、偽造品対策をはじめ各種事業において対応の高度化が要請されてきている。

したがって、事業推進の要となる専門家については、その確保・資質向上・長期的な育成が肝要である。将来に向けてこれに注力し適切な事業推進に努めていく。

また、高度化した事業の継続的推進により、それら事業の実施母体である委員会等の組織、あるいはそれを構成する会員企業の専門家において、高い経験知見とノウハウ等が蓄積されており、これらは当工業会の「内部資産」といえる。これを工業会の活動基盤として一層有効活用するよう、ひいてはそれにより業界全体へ裨益されるよう、努めていく。

（3）以上を踏まえ、2026 年度は、節減に努めつつ必要な項目には重点的に予算を配分す

るなどして、効率的に事業を推進する。

2. 情報収集提供・総務管理に関する事業

- (1) 当業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、内外の関連情報を収集する。収集した情報は、当会における事業活動の基礎資料とし、工業会の各種事業の企画、実施に活用する。また、経済産業省をはじめ政府からの要請に応じて適切に提供し政府に協力を行うとともに、対外的に広く公表するよう努める。

①諸事業の推進、及び政府等への協力・要望などに関連して内外の関連情報を収集する。

とりわけ、政府、政府機関等公的主体が作成・公表する政策提言・ビジョン、調査レポート、統計等の収集に努め、その動向をフォローする。

②ベアリングの生産、販売、貿易等の統計に関しては、国家統計（経済産業省生産動態統計、財務省の貿易統計等）からの収集をはじめ、各種統計からの収集に努め、会員への統計調査も実施する。

また、国家統計等については、その設計変更の動向にも留意し、統計制度専門委員会において適切に対応する。

- (2) 政府、関連業界や諸経済団体と連絡、意見交換及び協力を行う。とりわけ、政府及び日本経済団体連合会等の関係団体等に対して、施策の周知徹底・調査に係る依頼に対応するなど協力を行うとともに、施策などに関して要望や実情の説明等を行う。

当工業会が加盟している日本機械工業連合会が策定する「税制改正に関する機械業界の要望」については、同連合会が作成した要望書を総務連絡会に報告する。また、同連合会から個別の重点要望について賛同団体となる要請等があった場合には、総務連絡会において直ちに賛同などの適切な対応ができるようにする。その結果は、すみやかに理事・監事に報告を行う。

- (3) 工業会の適切な運営を推進するため、総務連絡会において、理事会や総会の内容を説明するなどにより、工業会活動の現状・方向性について認識を共有し、委員会各社の管理部門から支援をしていただく。また、既存の各種委員会等の組織で対応できない課題・問題が発生した場合は、総務連絡会は第一義的相談・対応窓口としての機能を担う。

- (4) 2026年度の当工業会に対する寄付等の要請への対応については、①「スポーツ振興資金財団財界募金」、②「警察協会 救援援護事業」、③「経済広報センター会費」の継続3件に関し、工業会予算に計上のうえ、工業会として寄付を行う。

上記以外に当工業会に対して新たな寄付要請があった場合は、当工業会の適正な手続きに従い、当該要請が、公益目的事業であること、ベアリング産業の発展に寄与する目的に合致していること、寄付要請額が当工業会の通常の予算全体において過大なものにならないかなど、その適正性について慎重に検討を行う。抛出する場合は、適

切な年度における当工業会の予算に計上し対応する。

- (5) 予算・資金管理、安全・セキュリティ管理を適切に行う。とりわけ当工業会事務所内の防災対策の整備、防災情報の収集・分析を含め、災害時の公益的事業継続の観点から引き続き所要の検討を行う。また、総会、参与会、理事会、各委員会等の当工業会の会合において、会合開始冒頭に防災の観点から避難経路図の説明を行うなど、防災対応を進める。

3. ベアリングの技術標準化（ISO/TC 4 への対応等）に関する事業

(1) ISO/TC 4 への積極的な貢献

ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISO の日本代表組織である JISC*のベアリング部門の役割を担う ISO 対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC 4 及びその下の SC の審議に積極的に参画する。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与していく。

*JISC (Japanese Industrial Standards Committee、日本産業標準調査会) は経済産業省に設置されている組織 (経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット) で、ISO 及び IEC に対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

とりわけ、TC 4 における組織再編検討の結果、2011 年 10 月に、新たな SC (分科委員会) として SC 12 (玉軸受) が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。幹事国を日本が担当することは、日本の ISO への長年の貢献に対する評価の結果といえ、TC 4 において日本が SC の幹事国を担当したことはそれまでになく、これはベアリングにおける標準化の歴史においても画期的なことであった。同時に、我が国及び世界のベアリング産業の発展へ大きく貢献することにつながるものでもあった。加えて、欧米のみが長く担当してきた幹事国については、日本が SC 12 を担当したことに加え、近年には、アメリカが担当する全ての幹事国を辞任したことにより、2022 年 1 月から中国が 2 つの幹事国を担当することになった。現在、こうした国際的な潮流の中にあり、これに対し、我が国が的確に対応していくことが肝要である。

このため、幹事国業務という有意義かつ重要な責務を実質的に担う工業会として、以下のとおり、的確に幹事国業務等を遂行し将来的にも安定的に継続できるよう、工業会内における体制整備等を進めつつ、TC 4 における業務への積極的参画など、国際貢献に努めていく。

第一に、日本が唯一担当する SC 12 に関しては、工業会が輩出し JISC が任命した委員会マネージャー及び幹事国が指名した議長が、その活動を着実に進め幹事国の基盤を築いてきている。今後とも、委員会マネージャー及び議長が的確に対応し、国際的

責務を果たしていけるよう工業会として支援を行い、戦略的な活動も含め、適切な SC 12 の運営を図っていく。

こうした対応により国際的責務を果たしていくことは、ISO における日本への評価を一層高め、日本にとって意義のある活動を確保することにもなる。

第二に、SC 12 幹事国担当だけでなく、重要な規格の見直しなど、TC 4 における他の要職を引き受け ISO に貢献するよう努めていく。こうした TC 4 への貢献の中で、普遍性をもち日本にとっても適切な規格とするため、TC 4 での規格開発審議におけるプレゼンスを維持し、戦略的防御を行う体制作りを進めていく。

第三に、本年 5 月に日本で TC 4 千葉会議を開催する。千葉会議では WG 会議に加え、TC 4 本会議及びいくつかの SC 会議の開催を予定している。会議開催を TC 4 の活動に貢献し日本のプレゼンスを向上させる機会と捉え、万全の準備を行い成功させる。

第四に、TC 4 全般への積極的参画を行う。上述の TC 4 千葉会議をはじめ、関連する会議が開催される（2025 年度の会議開催数は計 32 回）。国代表者、SC 委員会マネージャー及び国内審議委員会（工業会）事務局として、これらの会議へ積極的に参加・貢献する。

とりわけ、こうした積極的参画の中で、GPS*の概念に基づく公差の用語及び定義規格の改正、定格荷重及び寿命に関する新たな規格の検討などが進展中であり、これらを含め、様々な標準化業務に対応していく。

* Geometrical Product Specifications（製品の幾何特性仕様）。

上記の会議への参加等においては、幹事国の一角を担う立場を自覚し、ISO が定める運営ルール（ISO/IEC 専門業務用指針）の順守など適切な対応を行いながら、一層の貢献を示していく。

第五に、TC 4 に対し継続的・安定的に貢献していくため、適切な専門家等人員の確保を図る。これを遂行するに当たっては、特に以下の観点に留意して行う。即ち、ISO に関わる欧米の専門家は長い期間 ISO の業務に携わり、地理的關係もあり、厚い人間関係も形成されていることが一般的である。従って、日本が規格審議の現場で彼らと対等に討議していくためには、然るべき期間に亘って適切な人材が継続してその任務を担うことが必要とされる。また、専門家の交代が行われる場合においても、十分な引き継ぎ期間を設けること、及び後任者を計画的に育成するなど、切れ目のない対応力の確保を図ることも重要である。

第六に、国内において、国際標準の普及の観点から必要に応じ説明会などの情報提供を適切に行っていく。

第七に、ISO においては、長年、その国際的機関としての機能確保のために高度な IT 化が必須との認識のもと、これを強力に推進してきている。近年ウェブにおける会議開催が活発に行われてきており、このトレンドは新型コロナの影響で加速された。

ISO に貢献を果たすべき当工業会としては、こうした ISO のマナーに着実に沿っていきけるよう、幹事国業務、国内審議体制及び投票体制の電子化を更に推進するなど、精力的な対応を図っていく。

(2) JIS の制定及び改正

ベアリングの JIS 規格について、産業標準化法に基づく手続きに対応した機関である JIS 転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定及び改正の原案作成を行う。これにより、我が国の産業標準化に貢献していく。

JISC 等の更なる電子化に対応し、JIS 審議体制及び原案作成の電子化を更に推進する。これらにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与していく。

(3) 関連団体との協力

国際標準化活動において、関連団体との相互協調を図るべく協力を継続していく。こうした対応は、国際標準化における日本のベアリング産業のプレゼンスを向上させるためにも不可欠である。

特に、工業会の標準化に関係する GPS（製品の幾何特性仕様）に関して、日本規格協会が国内審議団体を担当する TC 213（製品の寸法・形状の仕様及び評価）*の関係者とのパイプを保ち、国際会議等での規格審議において適切な対応を継続的に行っていく。

* GPS を扱う ISO の専門委員会。

4. 健全な貿易発展施策等に関する事業

(1) WBA（世界ベアリング協会）

WBA においては、2009 年よりアンチ・トラスト・コンプライアンスの体制を確保し、アンチトラスト弁護士によるリーガルチェックとモニタリングのもとで、総会、委員会が運営され、偽造品対策を軸とした活動が進められている。当工業会は、WBA 構成団体として、その成果を享受しつつ、WBA 活動の継続と発展に貢献し国際的責任を果たすよう努める。また、当工業会内においては、WBA 専門委員会を中心に総会に向けて検討・準備を進める。

①特徴

日本、米国、欧州のベアリング製造 3 団体で構成される WBA の特徴は次の通り。

- ・公益性；「公益」追求を正面にした事業展開（個別企業ではなく、WBA という公益性のある団体として、各国法執行機関等との信頼関係を築くことができる）
- ・世界性；日米欧連携による空白地帯の払拭（中国・東南アジア：日本が強い、中東・アフリカ・インド：欧州が強い、南北米：米国が強い）
- ・デジタル先進性；国際流通コード（GS1）とデジタル新技術を組み合わせた互換性のある真贋判定アプリ（WBA Check）の開発・普及
- ・コンプライアンスの確保；ビルト・インされた国際法律事務所によるリーガルチェック

②総会

毎年 9 月に開催している。WBA 事業の事業計画、予算の決定など、意思決定の最高機関。JBIA からは、NTN、日本精工、ジェイテクト、不二越の 4 社が総会に参加し、WBA 構成団体として適切な貢献を果たす。

WBA の会長、副会長については、3 団体それぞれから選出・任命されることとなっている。任期は原則 2 年。JBIA は 2024 年 9 月より会長団体を務め、鶴飼 JBIA 会長が WBA 会長、市井 JBIA 理事が WBA 副会長に就いている。2026 年は 9 月 17 日に東京で対面での総会を主催する予定。同総会では役員の改選が行われ、次は FEBMA が会長に就任する見通し。

偽造品対策委員会、オーセンティケーションシステム委員会は総会で決定された事業計画、予算に基づき WBA 事業を遂行する（以下③から⑤に記載）。

JBIA は、こうした両委員会での事業活動に適切に貢献できるよう、WBA 専門委員会を中心に必要な検討・準備を進める他、適宜、国際部会、理事会への報告や上奏も行っていく。

③偽造品対策

2015 年のシカゴ総会で偽造品対策に集中すると決定した。偽造品対策委員会は、日米欧 6 企業、及び各団体事務局によって構成されており、議長は JBIA（NSK の委員）が務めている。定期的にオンライン会議及び対面会議を開催し、総会ではロビイング活動等の報告及び次年度の事業計画等を提案する。なお、同委員会の総括事務局は JBIA だが、事業内容が多岐にわたるためプロジェクトによっては欧米の企業と事務局が担当している。

a. 海外政府当局へのロビイング活動

海外でのロビイングでは、議長が WBA 訪問団の団長として政府機関に対して、WBA の活動や現地の偽造品ベアリングの現状および危険性などを説明する。また、現場取締官向けの真贋判定ツールとして、WBA アプリの普及と活用について意見交換や研修セミナーを行い、信頼関係の維持・強化を図る。なお、ロビイングには、各社本社、事務局の他に各社の現地法人からも担当者が出席する。事業の対象国は次の通り。

- 中国（JBIA 担当）：北京の中国海関総署（中央税関）総合業務司および、上海あるいは広州の当局を訪問する。当局への情報提供のため、JBIA 事務局が各社から提出されたデータを集約・提出する。
- アジア太平洋地域（JBIA 担当）：新たな偽造品対策活動の対象国としてインドネシアを検討する（2025 年 12 月に FS 調査を実施）。ベトナム政府機関に対するロビイング活動は継続する。タイにおいては、現地スタッフを中心とした偽造品対策活動を検討する。
- インド（FEBMA 担当）：政府機関に対するロビイング活動を実施する。現地ス

タッフを中心とした偽造品対策活動を検討する。

b. 広報啓発活動（ABMA 主導）

世界のベアリングユーザー、取締官などを対象に、現在主要 13 か国語に対応したウェブサイト運営中。各社から提供される偽造品対策関連記事をタイムリーに掲載しサイトの魅力度向上を図る。また、WBA アプリの普及に資する広報ツール（SNS やポスター、チラシ等）を開発する。

④オーセンティケーションシステム（製品認証プログラム）（FEBMA 主導）

WBA アプリ（WBA Check）については、各社からのフィードバックをもとに継続してシステムの改善を図る。また、現在 11 か国語に対応しているが、ニーズに応じ新たな言語を追加する。偽造品対策委員会の下にある広報啓発分科会と協力して引き続き広報活動を行う。

（2）不正商品対策

偽造業者の国際的なネットワークが進化し、偽造品ビジネスのグローバル化、分業化が進行している。Eコマースの発展により、偽造品問題は中国だけにとどまらない世界共通の課題になった。また、偽造品問題は、ブランドの毀損や商標権侵害だけの問題ではなく、むしろその本質は社会的責任（CSR）に係る問題として取り組むことが求められている。すなわち、ベアリングの場合は、品質の定かでない偽造品の危険性は人命・安全に直結する。しかも、ベアリングは工場設備に限らず、都市機能、生活基盤など、一般市民が日常接するすべての場面の機器類に使用されているため、その危険性は広汎な社会的影響を及ぼす可能性を秘めている。このようなことから、ベアリングの「偽造品対策」における社会的・国際的な責任は重い。不正商品対策専門委員会では、次のような活動を行い、蓄積された偽造品対策・不正商品対策の知見経験・ノウハウを当工業会の活動基盤として活用し、会員企業及び関係業界全体への裨益がなされるように努める。

- WBAによる各種偽造品対策活動への貢献とその成果の共有を図る。
- 海外展示会などでの広報啓発活動などを実施することで対策を推進する。
- 特許庁、JETRO、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）など、政府関連機関、知財保護関係に携わる組織・団体が行う事業への参加・連携を進める。
- 海外市場において当会会員の偽ブランド品が現地当局によって発見・押収等された際の相談対応等を行う。

（3）通商対策

通商対策専門委員会を中心として、WTOを基軸とした世界の自由貿易体制の増進に係る日本政府への協力をはじめ、新たな国際秩序を目指す動きに対しても関係省庁と相談しつつ的確に対応していく。

①通商問題発生時の対応

トランプ米国大統領による関税政策や、その他の重要市場における輸出入障壁等が発生した場合に委員会において対応を協議する。また、競争法に抵触しない範囲で、各社

および事務局にて個別に入手した情報につき、適宜会員間で共有を図ると共に、必要に応じこれら懸念を工業会として対外的に発信する。

②EPA・FTA日本政府が推進するEPA・FTAについては、特惠関税に係る原産地規則、原産地証明など実務的課題などについて情報の収集・提供を継続する。また、新規EPA・FTAの締結、既存取り決めの改正などについても工業会として政府に協力および提案を行う。

③バード修正条項対抗措置

米国は、バード修正条項を2005年に廃止したが、2007年10月1日以前の通関については分配の対象とする経過措置を残した。これに対し日本政府は対抗措置を実施し毎年延長していたが、2014年以降「対抗措置の権利を留保」している。未分配の原資がどれくらい残っているか不明なため、今後も分配状況に注視し、政府に対する協力等対応を行っていく。

④商務省アンチダンピング税計算用新プログラムバード修正条項対抗措置

2012年の日米政府間覚書を踏まえ、同年に米国商務省がゼロイングを廃した新ルールを発表したが、他方ではダンピングマージン率の予測が不可能なプログラム（DPA：Differential Pricing Analysis）をレビューで適用している。日本についてもこれによる新たな提訴が起こり得るため、引き続き日本政府に協力し、米国の動向を注視する。

⑤日本政府からの要請をはじめ、輸出規制措置に係る課題に対し、安全保障輸出管理専門委員会などを通じて、適切に対応する。

5. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業

（1）環境対策事業

地球環境問題に関し、当工業会として従来から行っている会員各社の各事業所における地球温暖化対策（CO₂排出削減）及び循環型社会形成に向けた対策（産業廃棄物削減）について、フォローアップを含め環境対策専門委員会において工業会として推進する。

①地球温暖化対策

経団連の「カーボンニュートラル行動計画」を軸として推進を図る。同計画は、2021年度より2030年度までの期間を対象としている。経団連は、1997年度以来、「環境自主行動計画」、「低炭素社会実行計画」、そして現在の「カーボンニュートラル行動計画」と順次計画を更新してきている。当工業会は、これらに当初から参加してきている。

a. 新たな2030年度目標に向けた取組み

2022年11月、2030年度目標の見直しを行い、2050年カーボンニュートラルに向けた基本方針の目指す姿を実現するためのマイルストーンとして、2030年度の新目標（2030年度にベアリング製造（Scope1、2*）におけるCO₂排出量を2013年度比38%

削減)が決定された。引き続き、この目標の達成に向け、業界一丸となって努力していく。

*Scope1とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(例：燃料の燃焼)。Scope2とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

b. 2025年度実績の検証、フォローアップ作業

本年度は、上記の2030年度目標を踏まえ、2025年度実績のフォローアップを行い、目標に対する評価・検証を行う。

また、フォローアップ対応の関連作業である環境改善事例集などの取りまとめ・情報提供などを行う。同計画に参加されていない会員企業に対しては、引き続き、この環境改善事例集の配付などにより、企業独自のCO2削減目標の設定、工場における更なる省エネルギー対策の実施を促し、可能な範囲で、また各々のやり方での取組み努力を呼びかけていく。

②循環型社会形成に向けた対策

経団連の「循環型社会形成自主行動計画」を軸として推進を図る。本年度は、以下の2025年度目標及び2030年度目標を踏まえ、2025年度実績のフォローアップを行い、目標に対する評価・検証を行う。

下記a.は、経団連の上記計画の一環として2020年度及び2025年度に作成され経団連に登録されているものである。

下記b.は、業界独自目標として任意に策定したもので、廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率の目標としている。これは、国際的にプラスチック海洋汚染問題への関心が高まるなか、経団連からの要請を踏まえたものである。

【2025年度目標及び2030年度目標】

a. 2025年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比92%減にするよう努める。

2030年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比92%減にするよう努める。

b. 2030年度の廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。

③その他

今後とも世界的に広汎な分野について環境問題が提起されていく情勢にあることを鑑み、例えば、化学物質規制の国内外の制度変更など、新たな対応すべき分野の発生があった場合には適切に対応する。

(2) 中小企業対策事業

2015年3月に中小企業対策企画委員会が創設され、同委員会をベースに中小企業対策事業の推進を図ってきている。また、同委員会のもとに、広く中小企業の課題を研究する場として中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガルチェックを行うこともビルト・インされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。

中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、中小企業施策などの情報*について、Eメールなどにより速やかに情報提供を行うとともに、対面での中小企業講演会、懇談会等を行い、その周知徹底や活用促進を図りつつ、政府に対する要望や政府からの調査協力を行う。

*政府の中小企業ものづくり補助金、事業承継をはじめとする税制改正、下請取引関係や労働関係の法令・ガイドラインなど

特に、懇談会においては、中小企業会員と工業会会長との懇談会を開催する。この関連事業として、「からくり改善くふう展見学会」「からくり導入検討会」や他業界の大手先進企業の工場見学会も開催する。これらにより、中小企業会員が、生産現場の改変・活性化に資する着想を得るなど、今後の中小企業の経営の安定及び高度化の一助となるよう努める。

さらに、専務理事及び事務局職員が中小企業会員に個別訪問し、工業会の活動状況や今後の運営などについて説明を行うことに努めるとともに、電話やEメールなどによる個別の情報提供等も行い、密接な関係を維持するよう努める。

以上の活動を通じて、特に次の点に傾注していく。

- ①中小企業会員が、各種の法律について理解を深め、中小企業会員のコンプライアンスの意識を高めることに努める。
- ②中小企業向け補助金制度や税制改正、セーフティネット保証など、政府の中小企業施策等について会員の活用が一層図れるよう周知に努める。また、会員からの申請が円滑に行われるよう、状況に応じて工業会事務局が相談窓口となり会員の不明点解消に努めるなど、申請サポートの対応を行う。

(3) 外国人材受入制度への対応

2018 年年央以降、政府における外国人材受入れの新制度創設の具体的検討開始に伴い、当工業会は、「外国人材受入対策専門委員会」を設置するなど積極的に対応してきた。同年 12 月には政府は、関係法令、「基本方針」、「分野別運用方針」を定め、ベアリング業界は対象分野のひとつである「産業機械製造業分野」※1 の適用業界となった。新制度（特定技能）による外国人の受入れは、2019 年 4 月から開始された。

当工業会は、引き続き、会員に対する制度改正等の情報提供、政府からの調査依頼などへの適切な対応に努め、当業界において本制度が適切に活用されるよう図っていく。また、本制度は、在留資格制度の抜本的改革であるとともに、既存の技能実習制度※2 との関連もあることから、今後とも、産業・経済への影響を注視しつつ、当業界として外国人材受入れ全般について適切な活動ができるように対応していく。

※1 2022 年 4 月、製造 3 分野を統合し「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」とされた。また、2022 年 8 月、従来業務区分が 19 区分に分かれており業務区分が限定的であったが、多能工のニーズを受け業務区分を 3 つに統合し、これにより複数の業務ができるようになるなど、現場の実態に沿った改正が行われた。2024 年 3 月、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分

野」から「工業製品製造業分野」と名称変更された。

※2 2024年6月21日に既存の技能実習制度に代わる「育成就労制度」の創設を柱とする出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布、2025年9月26日の閣議で2027年4月1日の施行が決定、2026年1月23日の閣議で受け入れ人数の上限などを設定する分野別運用方針が決定された。同制度は、我が国の人手不足の産業分野における人材の育成・確保を目的とするもので、技能移転による国際貢献を目的とする現行の技能実習制度を抜本的に見直したものの。

（４）洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

2020年7月、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」が経済産業省及び国土交通省の共管で設立された。2020年12月、同協議会において「洋上風力産業ビジョン（第1次）」^{※1}が示された。2025年8月、同協議会において、新たな中長期的な政府及び産業界の目標、取組の方向性等を示す浮体式洋上風力等に関する産業戦略として「洋上風力産業ビジョン（第2次）」^{※2}が示された。

ベアリング産業は風力発電における重要な国内のサプライヤーであることから、今後も、政府の動向などを見つつ、当工業会としても情報入手をはじめとして適切に対応し、会員への情報提供や政府施策へ協力していく。

※1 当工業会は同協議会の作業部会の下「サプライチェーンの在り方検討分科会」に参加した（総務連絡会において相談の上、日本精工の専門家が当工業会を代表して参加。）。

※2 国の目標「2040年までに15GW以上の浮体式洋上風力案件の形成」、「2029年度中を目途に大規模浮体式洋上風力案件の形成」、産業界の目標「2040年までの国内調達比率65%以上」、「洋上風力関連人材を約4万人育成・確保」などが記載。

（５）「物流の2024年問題」対策への対応

例外的に猶予されていたトラック運転者の時間外労働の上限規制（年間960時間）が2024年4月から適用となっていた。このため輸送力不足が懸念され、2023年6月、政府は「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を公表した。また、同年6月中旬、経済産業省から各業界団体に対して、同ガイドラインを踏まえ業界・分野別に「物流対策自主行動計画」（以下「計画」という。）の作成要請が行われた。

この要請に対し、当工業会は「総務連絡会」で対応することとし、同連絡会において、アンケート調査実施、素案の作成と会員への確認作業を経て「計画」案を作成した。2024年1月の理事会で同案が承認され、当工業会の「計画」が公表された。

他方、2024年4月に国会において「流通業務総合効率化法」と「貨物自動車運送事業法」の改正案が可決・成立し、同年5月に公布された。同法は、①一定規模以上の荷主と物流事業者を「特定事業者」に指定し、中長期計画の作成や定期報告を、②特定事業者のうち、荷主には物流統括管理者の選任を、義務付けている。同法をはじめ、政府施策への的確な対応を図るべく、今後とも政府の動向を注視しつつ、会員への情

報提供、政府からの協力要請等について適切に対応していく。

(6) 労務・防災関係事業

労務関係では、雇用の安定、労働安全衛生の確保などに関して、関連法令の改正や政府の指導・監督を踏まえ、会員へ適切に情報提供する。

JAM 軸受部会*の要請に基づき「全国安全週間」のポスターの作成について、作成費用の一部を分担するなど協力を行うとともに、全会員に同ポスターを配布し、労働安全に対する啓蒙を図る。

*機械・金属産業を中心とした産業別労働組合の業種別部会の軸受部門。

また、労働組合のある会員会社に春闘の結果を調査し、適法の範囲において会員会社へ情報提供する。

防災関係では、大規模な災害が発生した場合において、会員への災害に関する情報の提供を行い、また、政府調査への協力及び政府への要望を行う。この政府調査への協力においては、災害における被害状況等を円滑に確認するため、各会員の「緊急連絡先」及び「工場、本支店・営業所等リスト」の適時更新を行いつつ、経済産業省と関係情報を共有する。

新型コロナウイルス感染症が 2023 年 5 月に「5 類感染症」となったが、引く続き、広く感染症のリスクに留意し、政府からの指示・情報があった場合にはすみやかに会員に周知するなど、各会員が適切な対応が取れるよう情報提供を行う。

6. 広報に関する事業

(1) 機関誌「ベアリング」を月刊で発行する。紙媒体の特性（i. 安定性・セキュリティ信頼性、ii. 保存性）を踏まえ情報提供を行っていく。とりわけ、会員にとって有用な情報を的確に提供するとの観点から、当工業会の中心事業として活発な取り組みを行っている技術標準化などの事業活動について掲載を行うとともに、統計などの一般情報についても掲載を行う。

(2) ホームページにより、広く一般に対しベアリング産業及び当工業会への理解と周知を図るため、一般的で基本的な情報を引き続き提供していく。